平成２４年（フ）第１０３号
山口県宇部市中尾１丁目８番33号
債務者　斎坂智恵美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０７号
山口県宇部市五十目山町10番47―５号
債務者　倉田　裕明
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１５４号
徳島県板野郡北島町太郎八須字備後江家45番地２
債務者　朝倉　嘉恵
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７４号
北九州市小倉南区高野３丁目７番16―201号
債務者　三嶋　章嗣
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４４１号
北九州市八幡西区大字野面1827番地１
債務者　井上　敏郎
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３１号
北九州市八幡東区諏訪２丁目14番37号
債務者　蛭﨑　崇浩
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４５号
北九州市小倉北区片野新町１丁目12番１―301号
債務者　木村　高志
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７７号
北九州市小倉南区上吉田３丁目２番43―102号
債務者　池田　幸政
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２０号
福島県郡山市桑野４丁目４番地の42　３Ｆ
債務者　今井久美子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
静岡県磐田市二之宮1152番地　サンビーム仙水Ｂ―101
債務者　鈴木　隆幸
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１６２号
愛知県北名古屋市熊之庄八幡92番地１　フェイマス師勝102
債務者　加藤加代子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９５号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３上飯田第二市街地住宅１棟310号、従前の住所名古屋市中川区打出２丁目257番地　シャトーエビス403号
債務者　辻岡　　繁
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７７号
名古屋市北区山田２丁目11番11号　大曽根住宅４棟４－３号
債務者　テクノスおおしまこと　大島　厚彦
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７３号
神戸市中央区中山手通１丁目22番23号　藤正ファインクラフトマンション202号
債務者　許　　惠良
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４号
大分県別府市石垣東７丁目２番19―205号　グレースマンション杏林
債務者　近藤しげみ
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９５号
大分市大字乙津２番地の２　コスモシティ乙津802号
債務者　吉村ツヤ子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３９号
大分県由布市庄内町西1736番地２
債務者　河野　千代
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係